

## 社会福祉法人総社市社会福祉協議会ボランティアグループ活動助成要領

### (目的)

第1条 社会福祉法人総社市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、ボランティアセンターに登録のあるボランティアグループ(以下「グループ」という。)に対して活動費の一部を助成し、地域に暮らしている住民が、お互いに助け合い、支え合う地域福祉を推進する。

### (助成対象グループ)

第2条 助成金交付の対象となるグループは、次の事項に該当するものとする。

- (1) 本会ボランティアセンターに登録のあるグループ
- (2) 総社市内で年6回以上、登録しているボランティア活動
- (3) 他の公的な助成等を受けていないグループが行う活動

### (助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、グループの年間延べ活動人数による「活動人数別助成」及び活動内容による「事業別助成」とする。

2 「活動人数別助成」による助成額は、予算の範囲内で1グループ当たり、次のとおりとする。

(1) 年間延べ活動人数	20人～39人	3,000円
(2) 〃	40人～59人	5,000円
(3) 〃	60人～79人	15,000円
(4) 〃	80人～119人	25,000円
(5) 〃	120人以上	35,000円

3 「事業別助成」による助成額は、グループの申請によりボランティアセンター運営委員会において審査し、決定する。

4 「事業別助成」による助成金上限額は、1事業50,000円とし、原則として、次の各項の全てに該当する内容とする。

- (1) 対象経費が飲食以外の事業費
- (2) 事業内容として先駆的かつ開拓的もしくは継続的な活動

### (助成金の請求及び交付)

第4条 「活動人数別助成」の交付を受けようとするグループは、活動助成計画書(様式第1号)を提出し、活動終了後速やかに活動報告書(様式第3号)を会長へ提出する。

2 「事業別助成」の交付を受けようとするグループは、活動助成事業申請書(様式第2号)を提出し、事業終了後速やかに活動報告書(様式第4号)を会長へ提出する。

3 会長は、前項に定める請求があったときは、その内容を審査のうえ、グループ代表者へ助成金を交付する。

### (助成金の返還)

第5条 会長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた場合は、助成金の返還を命ずることができる。

### (その他)

第6条 この要領に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。





様式第 2 号

社会福祉法人総社市社会福祉協議会 ボランティアグループ活動助成事業申請書

グループ名		代表者	印	
住 所		連絡先 ( )	-	
事業名			単年事業・通年事業	
事業内容				
事業実施主体				
事業実施時期				
事業対象者 及び 対象者数				
事業費内訳	項 目	金 額	算出根拠	備 考
	計	円		
事業費総額	社協活動助成金	利用者負担金	自己資金 (会費・寄付金等)	
円	円	円	円	

この書類は、1事業ごとに1枚必要です。

様式第 3 号



様式第 4 号

年度 ボランティアグループ活動報告書（事業別）

グループ名		代表者		印
住 所		連絡先	( )	-
事業名				
内 容 (活動、事業の内容、活動における主旨や思い)				
活動回数 (事業日時、活動日時等)				
事業対象者 及び 対象者数				
事業費内訳	項 目	金 額	算出根拠	備 考
	計	円		
事業費総額	社協活動助成金	利用者負担金	自己資金 (会費・寄付金等)	
円	円	円	円	

この書類は、1事業ごとに1枚必要です。

請 求 書

一金 円 也

活動人数別（内訳：延べ活動人数 \_\_\_\_\_人； \_\_\_\_\_円）  
事業別 \_\_\_\_\_円

ただし、 \_\_\_\_\_年度 社会福祉法人 総社市社会福祉協議会ボランティア活動助成金として上記金額を請求します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会  
会 長 \_\_\_\_\_様

グループ名  
\_\_\_\_\_

代表者  
\_\_\_\_\_

印

住 所  
\_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_

口座振込依頼欄				
フリガナ				
口座名義人				
金融機関名		銀行コード		
支 店 名	本店・支店	支店コード		
口座種目	1 普通預金 2 当座	口座番号		